

各介護サービス事業所 管理者 各位
各高齢者福祉施設 施設長 各位

福岡市福祉局高齢社会部事業者指導課長

令和6年度介護報酬改定に伴う加算届にかかる留意事項について

令和6年度介護報酬改定に伴う加算届（介護給付費算定に係る体制等に関する届出）の様式等については、準備が整い次第、お示しする予定ですが、厚生労働省より届出等にかかる留意事項が示されていますので、ご確認ください。

高齢者虐待防止措置実施及び業務継続計画策定につきましては、届出がない場合には、令和6年4月サービス提供分報酬請求より、減算の対象（業務継続計画策定については、訪問系サービス等に経過措置あり）となるため、特にご留意ください。

なお、届出開始時期等については別途お示ししますが、提出期限は令和6年4月15日となります。

記

1 新たな届出がない場合は減算と取り扱う項目

- ・高齢者虐待防止措置実施の有無（1：減算型 2：基準型）
- ・業務継続計画策定の有無（1：減算型 2：基準型）
- ※ 新たな届出がない場合は「1：減算型」とみなすこととされているため、上記項目に対応している事業所等は、「2：基準型」として、加算届を提出してください。
- ※ 減算の概要については、別紙、厚生労働省資料もご参照ください。

2 その他留意すべき点

上記項目以外についても、新設や要件変更となる加算があるため、各事業所等において留意事項を確認の上、必要に応じて、加算届を提出してください。

3 当該留意事項のホームページ掲載先

福岡市ホームページ > 健康・医療・福祉 > 高齢・介護 > 事業者の方へ > 各種手続き・運営指導に関すること > 運営指導・監査 > 令和6年度介護報酬改定

※ 新様式及び加算届の提出先については、準備が整い次第、本市ホームページに掲載するとともに、改めて通知します。

<ホームページ掲載先>

福岡市ホームページ > 健康・医療・福祉 > 高齢・介護 > 事業者の方へ > 各種手続き・運営指導に関すること > 指定・運営に関する各種手続き > 介護報酬に関する届出（加算・減算）

【問い合わせ先】

福岡市福祉局高齢社会部事業者指導課
在宅指導係 TEL：092-711-4257
施設指導係 TEL：092-711-4319